

第16回東京圏国家戦略特別区域会議
東京都提出資料

東京テレワーク推進センターの設置について

認定事業

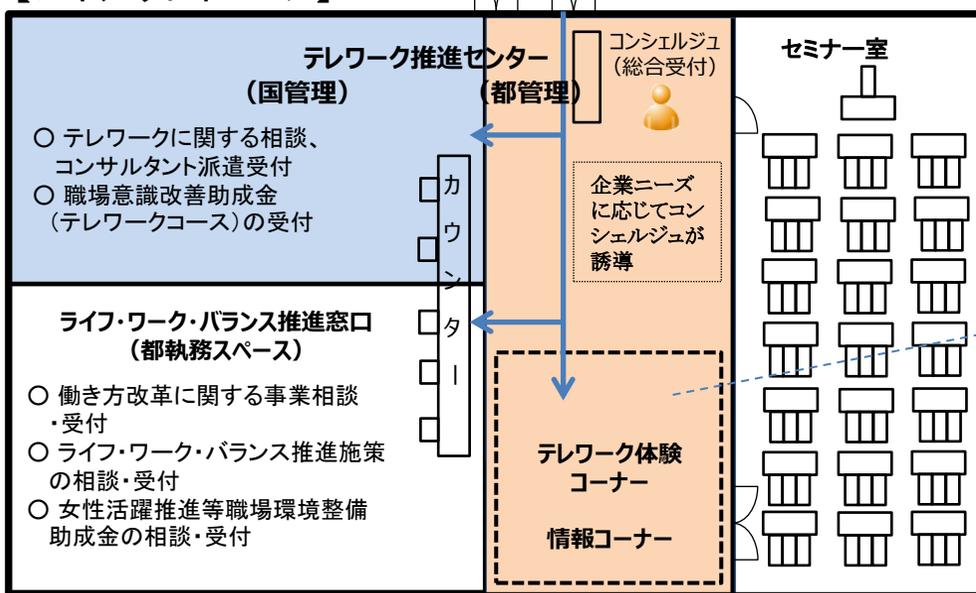
- 東京における「働き方改革」の起爆剤として、「東京テレワーク推進センター」を全国で初めて設置
- 本センターは、雇用就業に関するワンストップサービスを提供する東京しごとセンター、ハローワークなど、雇用就業施策拠点が集積する飯田橋に7月中に設置。今後、国との連携により、テレワーク導入に係る情報提供、相談サービス等をワンストップで実施

東京テレワーク推進センターの概要

- 設置主体：国(内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)及び東京都
- 実施体制：センターに、施設長、事務責任者、テレワーク相談員、コンシェルジュ(総合受付)等を配置
- 主なサービス：
 - ・ テレワークの体験機会の提供
 - ・ テレワーク相談員による窓口相談等の対応
 - ・ コンサルタントの派遣
 - ・ 職場意識改善助成金(テレワークコース等)の受付
 - ・ テレワーク導入企業及びその志望者向けの就職面接会や企業説明会の実施 等

* 東京都が取り組む働き方改革等の推進に関する窓口「TOKYOライフ・ワーク・バランス推進窓口」を併設し、相互に連携

【レイアウトイメージ】



雇用就業に関するワンストップサービスを提供する東京しごとセンター、ハローワークなど、雇用就業施策拠点が集積する飯田橋に設置

[所在地] 文京区後楽2丁目3-28
K. I. S飯田橋6階
(JR飯田橋駅より徒歩4分)
[開設時間] 9:00-17:00(平日)

○ 体験コーナー・情報コーナー

パソコンを使用しての対話、ビデオ会議等の体験が可能

- ・ 先進技術、ICTを活用したテレワークモデルの紹介や、テレワーク体験機材を設置
- 例) 音声・ビデオ会議ツール等



- 東京開業ワンストップセンターのサテライトセンターを都の「TOKYO創業ステーション」内に7月1日に設置
(4月1日開設の渋谷サテライトセンターに続き2か所目)
- 創業希望者等に対して、ビジネスプランの作成支援、融資相談、開業手続相談など、ユーザー目線に立った多様なサービスをワンストップに提供

サテライトセンターの概要

- 丸の内サテライトセンターにおいては、以下のサービスを実施
 - ・テレビ電話を通じた起業に係る行政手続の相談・受付支援サービス
 - ・申請用パソコンを整備し、その場でのオンライン申請サービス
 - ・外国人向け通訳サポートサービス

<所在地>

千代田区丸の内二丁目
TOKYO創業ステーション2階
東京駅 丸の内南口より徒歩5分



TOKYO創業ステーション2階入口

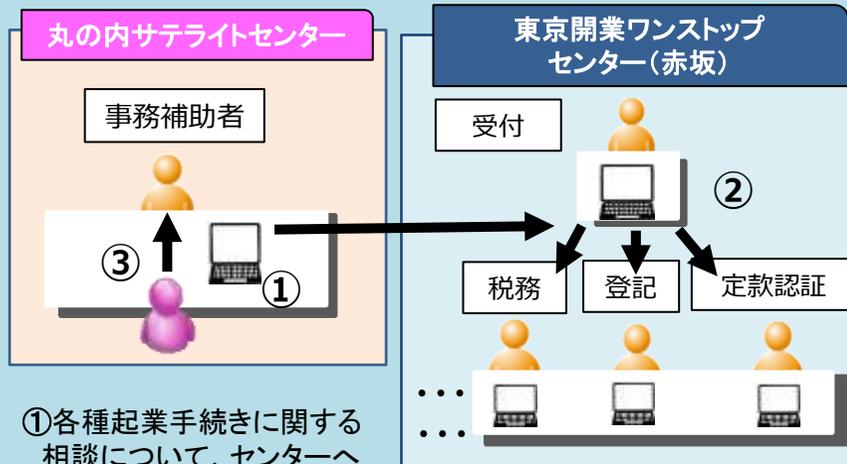
2階待合スペース

TOKYO創業ステーションの概要

- 1階: 起業に興味ある方が自由に立ち寄れるラウンジスペース、交流イベントスペース
- 2階: ビジネスプラン作成支援、融資相談、起業セミナー、女性起業ゼミなど



アクセス図



①各種起業手続きに関する相談について、センターへテレビ電話を発信

※一般的な起業相談等はTOKYO創業ステーションのサービスに繋ぐ

②受付が該当ブース相談員へテレビ電話を繋げる

③申請書類の受付支援

特区を活用した待機児童対策

(1) 都市公園内の保育所設置特例の活用について

認定事案

- 東京都はこれまで都市公園内の保育所等設置特例を積極的に活用し、特区による保育所定員は約800人
- 今回の3つの都立公園(江東区 都立木場公園、杉並区 都立和田堀公園、足立区 都立東綾瀬公園)における特例活用提案で約1200人の定員を確保

<江東区 都立木場公園>

施設概要

所在地 : 東京都立木場公園内
 実施主体 : 社会福祉法人みわの会
 占用面積 : 約850㎡
 整備施設 : 児童福祉法第39条
 第1項に基づく保育所
 定員 : 130名(予定)
 開設日 : 平成30年4月1日(予定)

<適用区域>



<杉並区 都立和田堀公園>

施設概要

所在地 : 東京都立和田堀公園内
 実施主体 : 社会福祉法人風の森
 占用面積 : 約900㎡
 整備施設 : 児童福祉法第39条
 第1項に基づく保育所
 定員 : 120名(予定)
 開設日 : 平成30年4月1日(予定)

<適用区域>

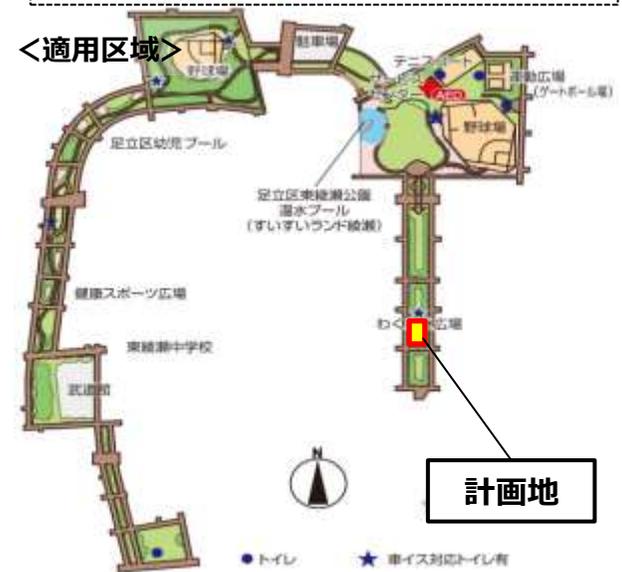


<足立区 都立東綾瀬公園>

施設概要

所在地 : 東京都立東綾瀬公園内
 実施主体 : 足立区 (公設公営)
 占用面積 : 約900㎡
 整備施設 : 児童福祉法第39条
 第1項に基づく保育所
 定員 : 130名(予定)
 開設日 : 平成30年8月(予定)

<適用区域>



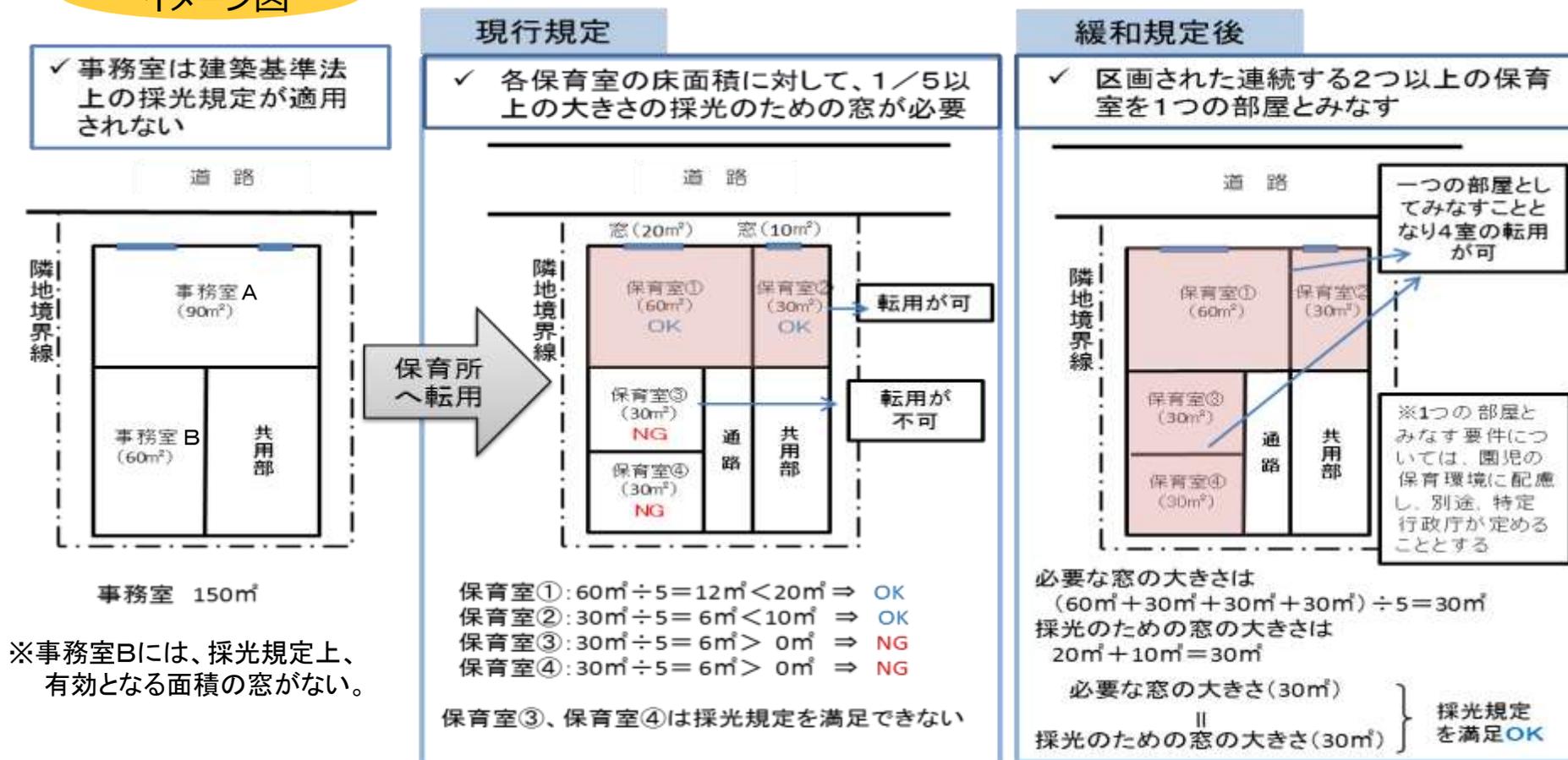
特区を活用した待機児童対策

(2) 建築基準法の採光規定の規制緩和について

新規規制改革提案

- 既存ビルの事務所を保育所に転用することは、待機児童対策の有効な手段の一つ。今後、特区小規模認可保育所の対象年齢の拡大特例の活用促進の観点からも有効。
- このため、今回、事務所を保育所に転用し整備する際に障壁となり得る建築基準法の採光規定の規制緩和を要望(園児の保育環境にも配慮)。

イメージ図

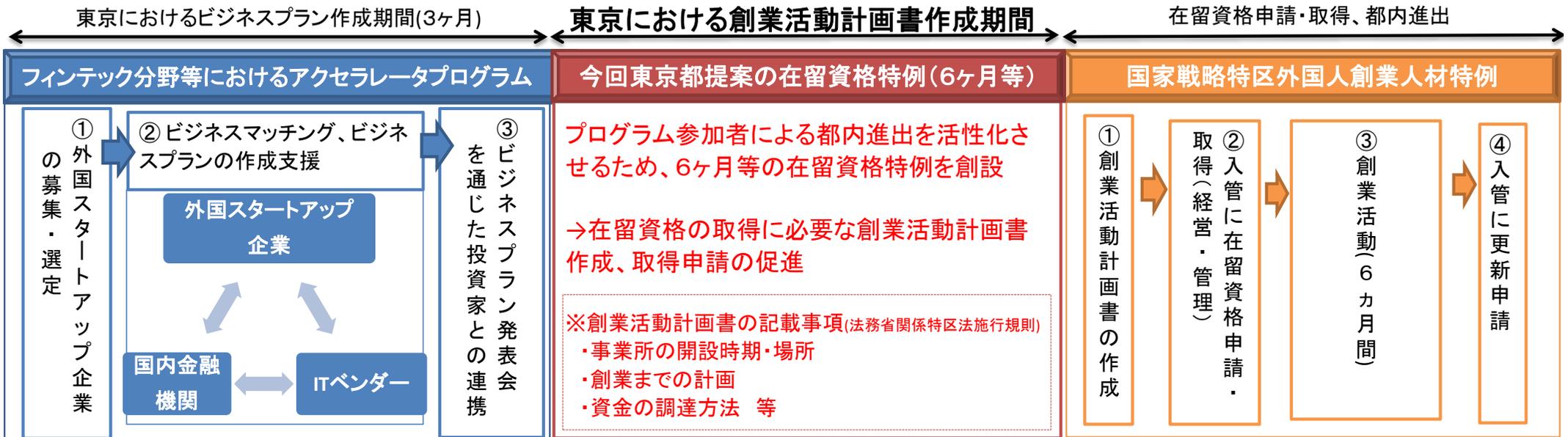


先進的なフィンテック企業等の誘致活性化に資する在留資格の特例創設等について

新規規制改革提案

■ 在留資格特例創設によるフィンテック等企業誘致加速化

- 今年度から東京都は、フィンテック分野等における「アクセラレータプログラム」を実施、先進的な外国スタートアップ企業と、国内金融機関等とのマッチングによる、ビジネスプランの作成等を支援
- プログラムの参加者等への在留資格の創設(6ヶ月等)により、民間事業者・投資家等と連携した創業活動計画書作成・プログラム参加者等の都内進出を活性化、国際金融都市・東京の実現に貢献



■ FinTech系や資産運用業の高度金融人材に対する高度人材ポイント制度の改善

① 国家戦略特区内の高度金融人材への高度人材ポイントの特別加算

東京都が認定する事業者(※)について、特別加算 (+10点、中小企業+20点)

➡ 高度人材となる70点のクリアをやすく

(※)・都の金融系外国企業発掘・誘致事業で誘致した外国企業 (平成29年～32年度の4年間で40社誘致を目標)

・都のアクセラレータプログラム参加企業 等

② 家事使用人・親の帯同要件の緩和

家事使用人の帯同要件の緩和

- ・帯同する家事使用人の本国での雇用期間が1年未満の場合等における、13歳未満の子または病気等により家事に従事できない配偶者を有する条件の緩和
- ・人数制限の緩和(1人⇒複数人) 等

親の帯同要件の緩和

- ・妊娠者の介助または7歳未満の子の養育目的に限るという条件の緩和 等

規制改革提案・既存メニューの活用の検討状況について

1 規制改革提案関係

自動走行について

- 3月11日に「東京都 自動走行サンドボックス分科会」(第1回)を開催。現在、民間事業者とレベル4を見据えた遠隔型自動走行などの実証実験の実施に向けて調整中。
- 今後、分科会を高頻度で開催するとともに、自動走行に係るワンストップセンターの早期設置により、実証実験をスピーディに実施。

選択的介護について

- 平成30年度からのモデル事業実施に向けて、都と豊島区が共同で、介護事業者、各種の関係団体、学識経験者等へのヒアリングを実施し、選択的介護として想定される状況やニーズ、留意点、法的規制等について整理。
- 豊島区においては、4月1日付で担当課長ポストを新設するなど、モデル事業の検討・準備体制を整備。

2 既存メニューの活用関係

特区民泊について

- 現在、大田区において特区旅館業法の特例を活用する京王電鉄株式会社が、沿線の駅周辺(渋谷区内等)で、地元商店街、旅館業者等を含む地域と連携した特区を活用した事業展開を検討中。
- そうした中、東京都としても、自治体における賑わいの創出や外国人の多様な宿泊需要への対応などの観点からの特区活用ニーズの喚起・普及に向け、取り組む。

特区住宅容積率特例について

- 国家戦略住宅整備事業については、民間事業者の活用意欲を喚起する運用方針を策定し、国際金融都市の実現など、国際競争力の向上に資する観点から、大手町・日本橋・兜町等における都市再生特別地区での活用に向けて調整中。